

10月29日に(仮称)吹田市企業立地促進条例(案)に対して、吹田市に吹田民商として意見書を提出しました。内容は以下の通りです。

(1) 2011年4月18日に開催された「企業誘致・起業家支援施策検討作業部会」は、企業誘致の在り方として「①国や府が行っている制度について紹介し活用する②市においては税金を安くするなどお金をもって誘致することはしない。③地域経済の循環に資する企業に来てもらう④市の魅力や地域の魅力を発信して企業を誘致する」の4点を確認して最終の議論を終えました。その点で、今回の条例提起は残念です。更に、十分な時間的な余裕もなく議論が展開されたことも残念に思います。

(2) 今回提案されている「条例案」は、吹田市産業振興条例の目的にある「地域経済の循環と活性化」、基本理念にある「産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない」ことを再度確認するものであり大筋で評価できる内容となっております。その上に立って以下の点で補強を求めます。

① 「奨励金を受ける立地企業の責務」の第3項の「協力関係」を、「取引上の協力関係」として、協力関係の内容を具体的に示していただくこと。「循環」の内容をより分かり易く表現するべきだと考えます。

② 「必要な措置」にある「奨励金の交付のほか、…」を、「奨励金の交付や撤退時の対応について」とし、「企業立地の促進に」を削除して、「必要な措置を講ずるものとする」とつなげていただくこと。

全文は「奨励金の交付や撤退時の対応について必要な措置を講ずるものとする」となります。この条例案の最大の弱点は、立地企業の計画の変更や撤退時の対応が示されていないことです。「要項」等「必要な措置」を明記する場合であっても、その基本は本条例で示すべきだと考えます。

③ 支援内容の概要にある「卸売業の本社」に対する支援要件を緩和していただくこと

(3) 今回の条例案では、業種が限定され、卸売業の本社に係わる床面積も300㎡と広範囲です。過去数十年間にわたり、吹田市内の製造業等が近隣とのトラブル等で他市に移転した実情を、この条例で解消することにはならないのではないかと考えます。その点で以下のことを要望とします。他の条例を制定

することで対応されても構いませんのでご検討ください。その際は企業規模の大小にかかわらずにとを要望します。

① 近隣とのトラブルで移転を余儀なくされた企業が吹田市内で引き続き営業を希望する場合も対象としていただくこと

② 企業の業績が上がり、吹田市内に移転を希望する企業にも範囲を広げていただくこと

③ 吹田市在住であって、他市で事業を営む事業者が、その事業所を吹田市内に移転を希望する場合の支援策を検討していただくこと

吹田市役所 まち産業活性部 地域経済振興室発行
「FAX商業情報すいた」より転載

商店街等での空き店舗をチャレンジショップとして活用しませんか？

【商店街等における空き店舗等の活用事業】
商店街等が、空き店舗を借り上げ、共同施設やチャレンジショップ等として活用する事業に対し、事業費の一部を補助します。

| | |
|--------|--|
| 制度名 | 吹田市商店街等魅力向上促進事業補助金 |
| 対象者 | 商店街・小売市場 |
| 補助対象経費 | 商店街等が借り上げた空き店舗を多目的ホール、駐車場、駐輪場、チャレンジショップ等として活用する場合の改装費、広告宣伝費等 |
| 補助率等 | 補助率：対象経費の1/2 補助限度額：改装費等 2,000,000円 広告宣伝費 1,000,000円 |

商店街・小売市場が空き店舗をチャレンジショップとして活用するとは???

商店街や小売市場の空き店舗に、元気な経営者に入って商売をしていただき、商店街等と連携をすることにより、その商店街等の界隈のにぎわいを創出するとともに、商店街等の新たな魅力を向上させ、集客効果などを図ろうとしているものです。

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょう
商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう